

入院食事療養費の負担額変更について

健康保険法等の改定により令和 7 年 4 月 1 日より入院食事療養費の負担額が変更となります。

所得区分	1 食あたり負担額	
	令和 7 年 3 月まで	令和 7 年 4 月以降
一般の方	4 9 0 円	5 1 0 円
住民税非課税世帯の方	2 3 0 円	2 4 0 円
住民税非課税世帯の方で過去 1 年間の入院日数が 9 0 日を超えている場合	1 8 0 円	1 9 0 円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に 満たない 7 0 才以上の高齢受給者	1 1 0 円	1 1 0 円 (変更なし)

ご不明な点はスタッフまでお問い合わせください

南医療生協かなめ病院
院長